

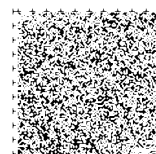
調布市地域福祉計画

平成30（2018）年度 ～ 平成35（2023）年度



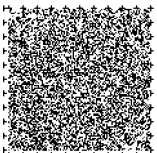
平成30年3月

調布市



この計画書の各ページには、「音声コード (Uni-Voice)」を付しています。
「音声コード」とは、1.8 センチメートル角のコードを専用の読取機やスマートフォン用アプリが音声に変換し、文章内容を読み上げるものです。

表紙絵は、調布市民生児童委員協議会 濱野氏 作



はじめに



我が国においては、少子高齢化が進行し、人口減少社会が到来するなか、平成29年6月に社会福祉法が改正され、地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現に向け、全ての人々が連携して地域福祉の推進を図ることが新たに定められました。

近年では、社会的孤立や生活困窮など、福祉の問題は複雑かつ多様化し、複数の分野にまたがった横断的な対応が必要となっております。市では、こうした福祉施策を取り巻く現状等を踏まえ、今般、地域福祉計画、高齢者総合計画及び障害者総合計画の福祉3計画を策定するに当たり、新たに共通の将来像や各計画を貫く4つの理念を定め、その実現に向けて3計画を有機的に展開し、取り組むことといたしました。

また、これまで計画ごとに異なっていた圏域設定を新たな8つの福祉圏域に再編・統合いたしました。これにより、専門機関等の担当エリアの整合を図り、地域での顔の見える関係づくりを進めることで、多問題を有する個人や家庭への対応を図って参ります。

「調布市地域福祉計画」は、自助・互助・共助・公助を重層的に組み合わせ、全ての人々が一体となつてともに認め合い、支え合う仕組みづくりを目的としております。本計画では、4つの基本目標を掲げ、「地域におけるトータルケアの推進」をはじめとする3つの重点施策を推し進めることにより、地域住民や地域団体、関係機関の相互連携の下で、地域福祉のさらなる向上に努めて参ります。

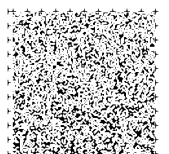
今後、地域福祉に関する施策を着実に実施していくためには、市民の皆様をはじめ、調布市社会福祉協議会などの福祉関係団体等の参加と協働が不可欠です。3計画共通の将来像「みんなが自分らしく安心してつながりをもって暮らし続けられるまち」を構築するために、引き続き皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりまして、御尽力いただきました調布市地域福祉推進会議委員をはじめとする関係者の方々並びに御協力を賜りました多くの市民の皆様にお礼申し上げます。

平成30年3月

調布市長

長友貴樹



◎ 支え合う地域づくりのために あなたもはじめてみませんか

ポイント1 あいさつから 始めよう
—地域の人とつながるために—

家を出て、人に会ったらあいさつをしましょう。
思い出してください。

朝のまちでは、子どもたちが大きな声で、声をかけ合っています。



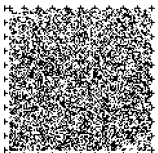
大人になると、忙しさや気恥ずかしさから、あいさつがおろそかになります。
でも、あいさつするといいことがあります。
はじめは、あいさつしても相手が返してくれないかもしれません。でも、諦めず2回3回と続けることで、返ってくるはずです。しかも、笑顔とともに。
そして、相手からの印象もよくなります。
続けることで、会話が始まります。

「こんにちは。」から

「こんにちは。今日はいい天気ですね。」



そして、何よりも思い立ったら、
すぐに始められます。
さあ、皆さんもはじめてみませんか。
会話が始めるとつながりが広がります。



ポイント2 見守ってみよう
—おせっかいな気持ちで—



地域とかかわりを持つことが、ちょっと苦手な人がいます。でも、困りごとを抱えている人には、声かけ、見守りが必要です。

「落ち葉がたくさんあるけれど、ちょっと気になるなあ」
「配達されたお弁当、まだそのままだけれど大丈夫かしら」



気になることがありますよね。
支える人も、1歩踏み出す勇気が必要ですが、思い切って声をかけてみませんか。そうすることで、これまで、地域とつながる機会のない方も、きっかけになります。

ただし、焦らないことです。

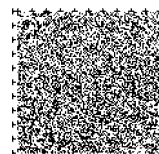
将来、自分が同じようになるかもしれない・・・
そうです。自分のこととして考えてみてください。
お互いさまの気持ちが大切です。

ポイント3 ひとりでできなくても
—地域の人々と一緒に—

自分の関心があることを、できる範囲で見つけてみてください。
ひとりでできなくても、皆さんの周りにはたくさんの活動があります。困った時には、地域福祉コーディネーター等の福祉の専門職や地域で活動されている方に声をかけてみましょう。

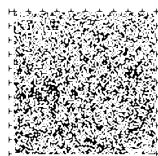
小さなことに目を向ける、気づく、そして行動することから始まります。

そして、地域の人々と一緒に情報共有して地域の課題を把握し、解決に向け、できることを見つけ、少しずつ取り組んでみてください。



目次

第1章 地域福祉について.....	1
1 地域福祉の必要性について.....	1
2 これまでの調布市の地域福祉の推進について.....	3
第2章 調布市の福祉の共通事項.....	6
1 将来像.....	6
2 基本理念.....	6
3 福祉圏域.....	7
第3章 計画の策定に当たって.....	8
1 計画の目的.....	8
2 計画の位置付け.....	9
3 計画の期間.....	11
4 計画の策定体制.....	12
5 圏域の範囲の考え方.....	13
第4章 調布市の現状と課題.....	14
1 人口の状況.....	14
2 世帯の状況.....	19
3 地域活動・資源の状況.....	20
4 支援を必要とする人の状況.....	24
5 調布市民福祉ニーズ調査(アンケート調査)から見た状況.....	28
6 計画の振り返り.....	42
7 調布市の地域福祉に関する課題.....	46
第5章 計画の基本方向.....	48
1 基本目標.....	49
2 重点施策の推進.....	58
第6章 地域の状況(8つの福祉圏域).....	71
1 緑ヶ丘・滝坂小学校地域.....	72
2 若葉・調和小学校地域.....	76
3 上ノ原・柏野小学校地域.....	80
4 北ノ台・深大寺小学校地域.....	84
5 第二・八雲台・国領小学校地域.....	88
6 染地・杉森・布田小学校地域.....	92
7 第一・富士見台・多摩川小学校地域.....	96
8 第三・石原・飛田給小学校地域.....	100
第7章 計画の推進に向けて.....	104
1 協働による計画の推進.....	104
2 計画の周知・普及.....	106
3 計画の進行管理・評価.....	106
資料編.....	107



第1章 地域福祉について

1 地域福祉の必要性について

調布市では、これまで市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、個別の生活課題やニーズに即したサービス、並びに支援の拡充に努めるとともに、地域福祉の推進や、福祉分野ごとの専門的な相談体制の充実を図って参りました。

しかし近年、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化、また、隣近所のつながりの希薄化などの社会状況の変容にともない、市民生活の場である地域の状況も大きく変化し、人々が日常生活の中で抱える課題が、複合的なものへと変質しています。それにより、従来の縦割りによる制度では十分に対応し切れない、制度の狭間となる問題や潜在的な生活困窮、また、子どもの貧困などの社会問題が顕在化しています。

こうした状況から、市が目指す「だれもが安心して住み続けられるまち」を実現するために、既存の福祉分野ごとの公的なサービスや支援に加え、市民の生活の基盤となる「地域」において、支え手・受け手という関係を超えた、市民、ボランティア、NPO、社会福祉法人をはじめとする福祉サービス事業者、社会福祉協議会、市など、多様な主体が、課題を自分事として受け止め、地域づくりに参画することが、強く求められています。

あわせて、その取組は、「自助、互助、共助、公助」を重層的に組み合わせて推進することが重要です。

★ 地域における課題解決への必要事項

- 身近な場所で相談できるところが必要です。
- 地域での助け合いや支え合いが必要です。
- 誰でも参加できる（多世代交流）地域活動の仕組みが必要です。
- 自分の居場所が地域の中にあることが大切です。
- 情報を共有して、困っている人を支援する仕組みが必要です。

■ 地域福祉の領域イメージ (社会福祉法第107条より)

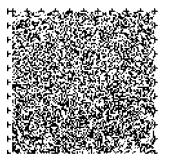


- ・福祉サービスの適切利用の推進
- ・社会福祉事業の健全な発達
- ・地域福祉活動への住民参加の促進

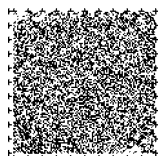
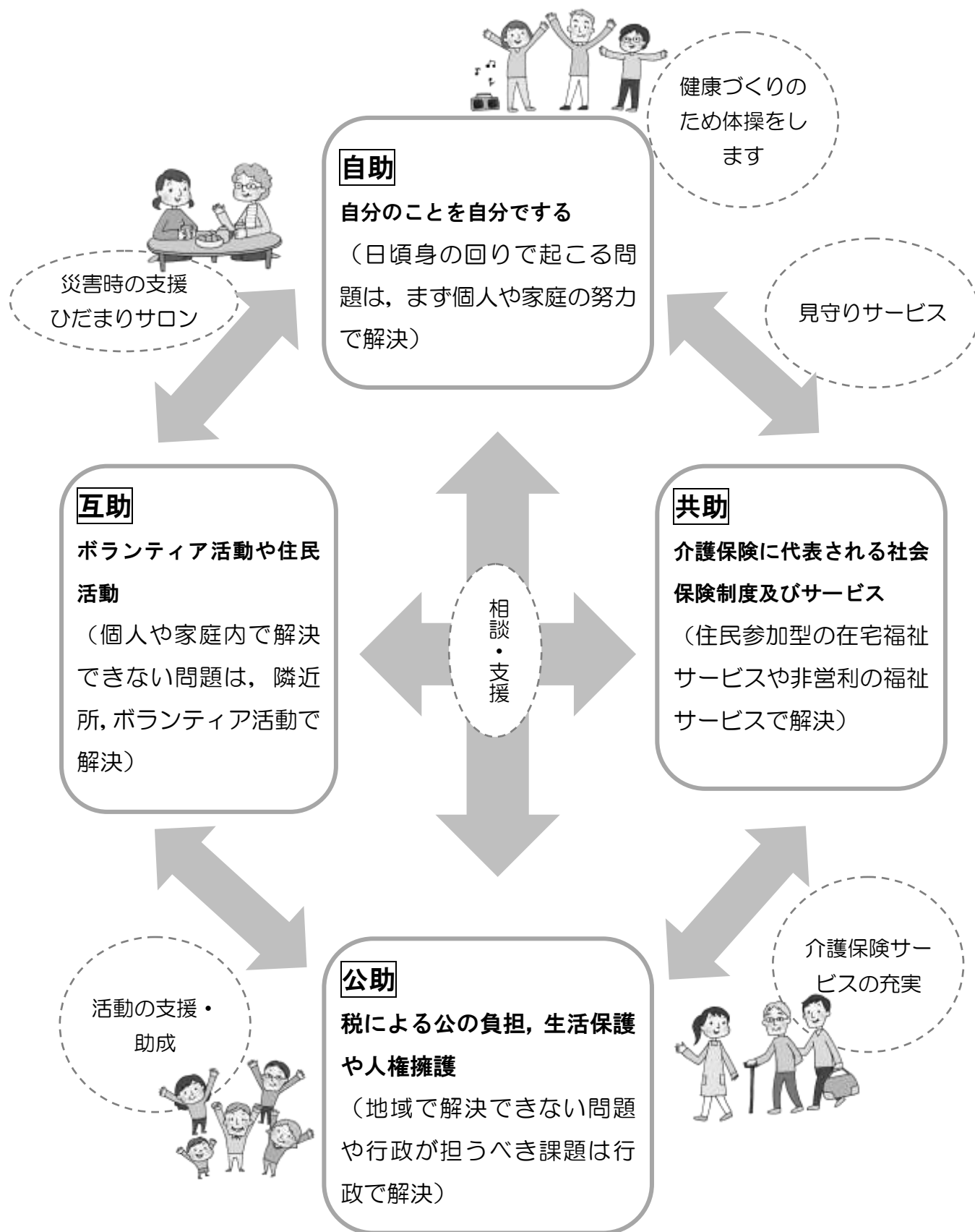
など

共通して取り組むべき事項

例) 制度の狭間の問題、生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、虐待防止など



■自助，互助，共助，公助のイメージ



2 これまでの調布市の地域福祉の推進について

調布市では、国に先がけ市民参加による手法で、平成5年度を初年度とする調布市地域福祉計画を策定し、「生涯をつうじて、いきいきとした生活と、ゆたかで、あたたかい地域社会を実現する」ことを目指して地域福祉の推進に努めて参りました。

この時の、「行政計画が地域福祉計画の目標実現に即しているか否かを、福祉の施策の視点から検討するための市民参加型の常設委員会を設置されたい」との意見を受け、平成7年度から地域福祉推進会議を設置し、以降、計画の推進と進行管理を行っております。

平成12年度は、社会福祉法の改正を受け、地域福祉計画の見直しを行う中で、計画期間を平成13年度から18年度の6年間としました。また、平成13年度には、子ども家庭支援センター「すこやか」を開設し、子どもと家庭の総合相談事業や乳幼児交流事業、エンゼル大学などをスタートさせました。

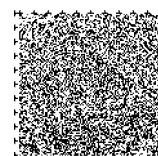
平成15年度には、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の権利を擁護するために、近隣5市共同で多摩南部成年後見センターを設立しました。

平成17年度には、地域福祉計画を、別に定める高齢者、障害者、保健などの分野別福祉計画の基盤となる計画として位置付けるとともに、それら福祉計画の改定に合わせ1年前倒しして、改定しました。

平成19年度は、災害時に備え、民生委員・児童委員と協力して、災害時要援護者台帳の作成に取り組んだほか、精神障害者の自立及び社会参加を支援し、精神保健福祉サービスの向上を図るため、こころの健康支援センターを開設しました。

平成20年度は、75歳以上の高齢者を対象とする「後期高齢者医療制度」が開始されました。後期高齢者医療制度の保険者は、東京都後期高齢者医療広域連合ですが、保険料の徴収や健診事業などは市が実施することとされ、従来の健診事業や介護予防健診（生活機能評価）との整合性を図りながら、住民に分かりやすい事業の実施に取り組みました。

平成21年度は、「福祉のまちづくり条例」をユニバーサルデザインの理念に基づく条例として改正を行いました。



平成 22 年度は、災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を基に、モデル事業として災害発生時の地域の取組を実施しました。

平成 23 年度には、地域福祉計画、高齢者総合福祉計画、障害者総合計画の改定に取り組みました。地域福祉計画では、地域福祉の取組について先進事例を参考に研究・協議を進め、地域におけるトータルケアの推進によるネットワークの構築とコーディネート機能の強化を図る必要性を掲げ、現行計画に地域福祉コーディネーターの配置を位置付けました。

平成 24 年度には、高齢者福祉において、在宅で生活する方や病院から退院し在宅医療に切り替わる方が、介護サービスとともに医療サービスを円滑に受けられるように、在宅医療相談室について広く周知を行うなど、医療と福祉の連携推進を図りました。障害者福祉では、障害者自立支援法の改正を受け、新たに特定相談支援事業所を開設するとともに、基幹相談支援センターや障害者虐待防止センターを設置しました。

平成 25 年度にモデル事業としてスタートした地域福祉コーディネーターは、地域における、既存の公的福祉サービスや制度の下では、十分な対応ができない福祉課題、あるいは漏れてしまう福祉課題やニーズを掘り起こすなど、一定の成果を挙げ、地域での生活を支えるネットワークの中心として、地域に根付き始めています。

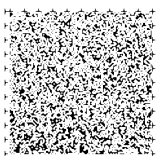
こうした取組は、「地域包括ケアシステム^{※1}」や「地域共生社会^{※2}」の構築に向けた礎として、現在も注視され続けています。

平成 26 年度には、主に生活保護世帯の就労による自立を促進するため、ハローワークの窓口を庁舎内に常設するとともに、民間事業者を活用した就労意欲喚起や求人開拓等の就職サポート事業を開始しました。また、高齢者が在宅で安心して暮らすための支援として、支援する親族がいない方を対象とした「あんしん未来支援事業」を開始しました。

平成 27 年度には、専門性を備えた福祉人材の確保と質の向上、また、地域の福祉人材の育成を総合的に推進し、将来にわたる福祉・介護ニーズに的確に対応する目的で、新たな研修・育成拠点として福祉人材育成センターを開設しました。また、生活困窮者自立支援法の施行を受け、離職や失業など様々な事情で生活に困窮された方の生活再建の相談支援（調布ライフサポート）を開始しました。高齢者福祉では、介護保険制度の改正を受け、ボランティア育成など地域での支え合いの体制整備を進める目的で、新たに地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を配置しました。

※1 地域包括ケアシステムとは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

※2 地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。



平成28年度には、災害対策基本法の改正を受け、従前の計画の見直し等を図り、調布市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）、行動計画（住民編）、行動計画（庁内編）を再編・統合し、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」を策定しました。

以上のような、25年間の歩みの中で、調布市においても、少子高齢化が進み、住民のつながりが希薄化しているといった地域の状況があります。一方で、この間、計画の策定年度の見直しを行い、福祉3計画の改定時期を合わせ、整合性を図るとともに、調布市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とも策定時期を合わせるなど、計画連携の強化を図っています。

■調布市の計画と国の状況

調布市の計画		国の地域福祉計画に関する状況
平成5年	策定	
↓		平成12年 社会福祉法改正により、地域福祉計画の策定が明文化
平成13年	策定	
↓		平成14年 社会保障審議会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」
平成18年	策定	
↓		平成19年 厚生労働省技術的助言「要援護者支援のあり方」
平成24年	策定	
↓		平成24年 厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」 平成26年 厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」 平成28年 厚生労働省通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」及び「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 平成29年 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布 地域力強化検討会 最終とりまとめ
		国の方向性 ●地域での困りごとを地域で発見・解決できるような“地域力の強化” ●複合的な課題に対応していくため“包括的”な支援の推進
平成30年	策定	

